

地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
- ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの 就労支援 見守り等居住支援 対応の具体例)

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

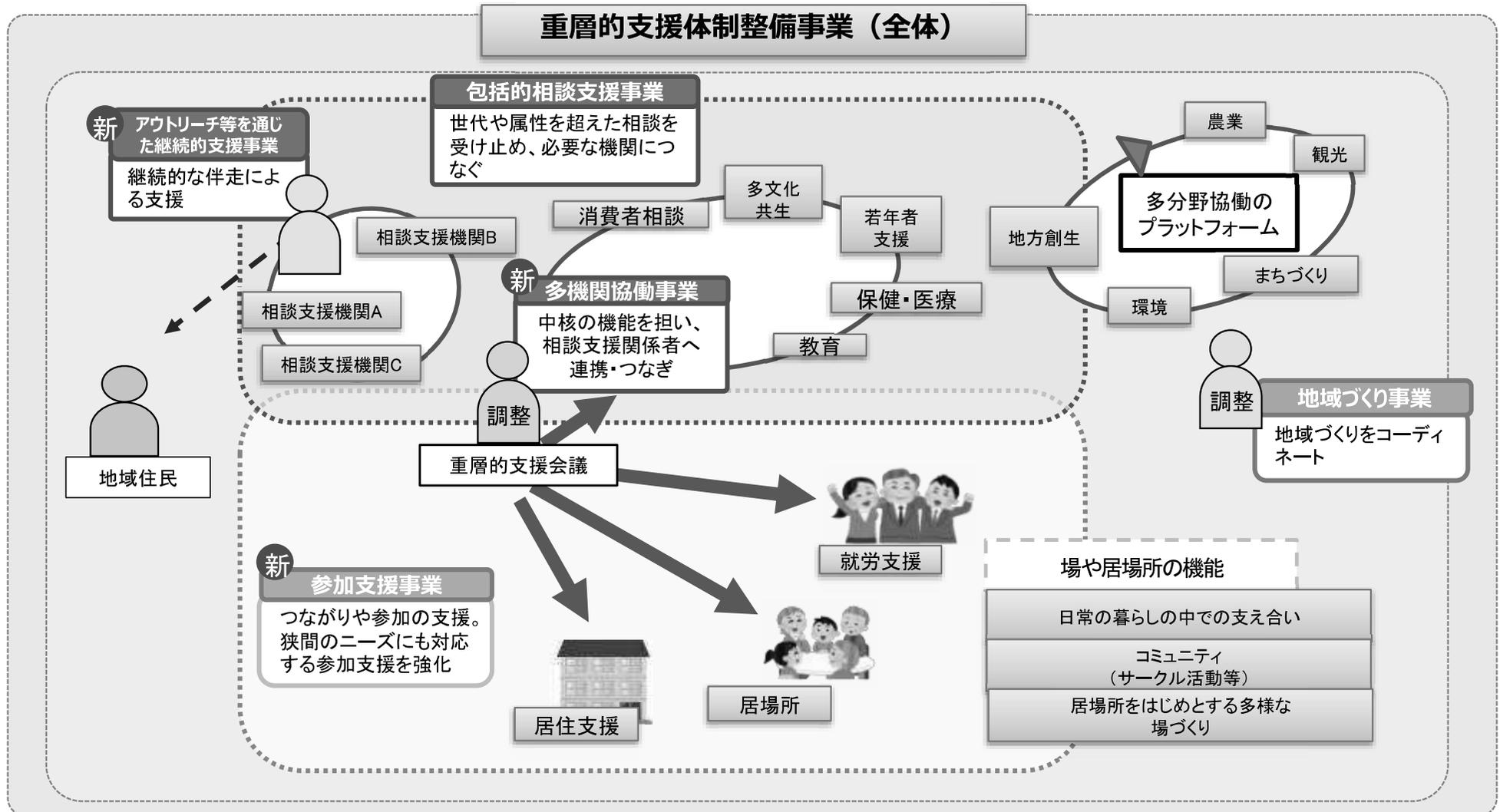
属性・世代を
問わない
相談・地域づく
りの実施体制

- I～IIIを通じ、**継続的な伴走支援**
- 多機関協働による支援を実施**

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



新たな事業における3つの支援の内容

新たな事業（Ⅰ～Ⅲの支援を一体的に実施）

Ⅰ 相談支援

○ 介護（地域支援事業）、障害（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施

○以下の2つの機能を強化

- ①多機関協働の中核の機能（世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能）
- ②個別制度につなぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につなぎ続ける伴走支援を中心的に担う機能

Ⅱ 参加支援

○介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため（※1）、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援（※2）を実施

（※1）世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど

（※2）就労支援、見守り等居住支援 など

○長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う

Ⅲ 地域づくりに向けた支援

○介護（一般介護予防事業、生活支援体制整備事業）、障害（地域活動支援センター）、子ども（地域子育て支援拠点事業）、困窮（生活困窮者のための共助の基盤づくり事業）の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施

○以下の場及び機能を確保

- ①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
- ②ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能

Ⅰ～Ⅲを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による支援
を実施

※ 支援プランの作成（多機関協働と一体的に実施）

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

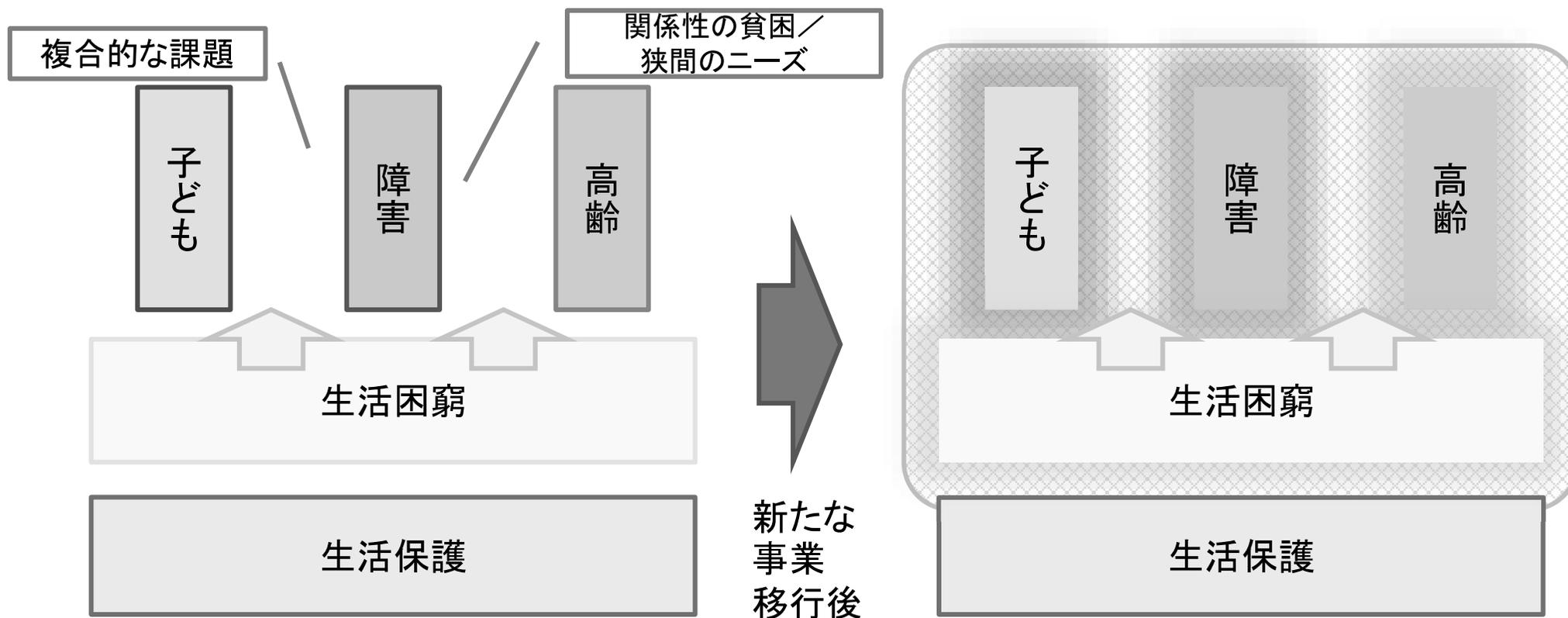
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	●新	
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（※通いの場を想定）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	●新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	●新	
第6号	支援プランの作成（※）	●新	

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

重層的支援体制整備事業の各分野の支援に対する意義

- 市町村全体の支援関係者で「断らない包括的な伴走体制」を構築できるようにする。
※新しい「窓口」をつくるものではない
 - すべての住民を対象に
 - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
 - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ支援」「参加支援」の機能を強化
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、複合化・複雑化した課題を抱える方に寄り添うためには、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係者の連携に基づく市町村全体の伴走支援体制を構築する必要がある。
- また支援関係者全体で包括的な支援に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



重層的支援体制整備事業の実施体制とそのメリット

◆ 重層的支援体制整備事業の実施体制

○ 実際の体制は、地域のニーズや資源に応じて、以下のように様々な形態や組み合わせが想定される。

- ・既存の各分野の拠点は存置し、拠点間の連携を強化し対応する
- ・いわゆるワンストップ型の総合相談窓口を設け対応する

○ 断らず受け止め、適切な支援につなげる体制を構築するために、今回新たに強化した、

- ・多機関協働事業（関係者間の支援調整を行い、適切な役割分担を行う）
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

が既存の支援関係機関をサポート。

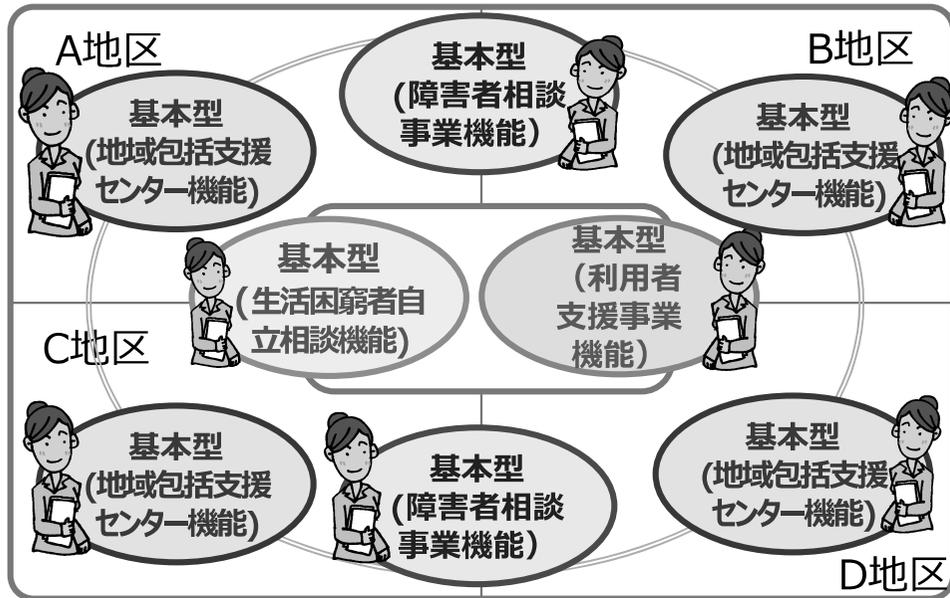
→ 具体的な整備・配置のあり方については、地域の支援関係者間で議論・検討を行う。

○ なお、これらの新たな事業について、既存の利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業の実施主体が市町村から委託を受けて、重ねて担うことも可能。

類型	内容
基本型事業・拠点	○ 単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	○ 複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等、4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	○ 地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例



既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



一部の拠点を統合型拠点とする場合の例

※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加



各支援機関において、「多機関協働事業」や「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」も加えて実施可能

「地域生活定着支援事業と伴走型支援」

北海道東北ブロック定着研修会2021・3・1

NPO法人 ホームレス支援全国ネットワーク

NPO法人 抱樸

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク

一般社団法人 全国居住支援法人協議会

公益財団法人 共生地域創造財団

一般社団法人 日本伴走型支援協会

一般社団法人 全国定着支援センター協議（顧問）

東八幡キリスト教会

奥田知志



更生保護

社会的孤立への取り組み

5年以内の再入所率(犯罪白書参照)

	仮釈放	満期出所
2018年(2013年)	30.1%	48.2%
2017年(2012年)	28.9%	49.2%
2016年(2011年)	28.7%	49.5%
2015年(2010年)	28.1%	48.6%
2014年(2009年)	28.7%	50.0%

出所時帰住地調査(犯罪白書参照)

満期出所者	家がなしと回答
2018年	42.2%
2017年	49.1%
2016年	56.0%
2015年	53.1%

仮釈放の条件⇨引受人



- 条件①身元引受人(ガラ受け)の存在
- ②帰住地(住むところ)の存在
- ③保護司の先生の面接(月1~2)
- ④保護観察所の管理監督(適宜)

高齢・障害者・孤立への支援の必要性(H19年)

満期出所者 約 1万5千人



親族等の受け入れのない者

約7200人



高齢又は障害を抱える者

1000人



65歳以上の満期釈放者の5年以内の再入所率は70%

障害、高齢

 福祉的ケアが必要

+ 社会的孤立

厚生労働省施策 地域共生社会の議論から

(「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ 令和元年 12 月 26 日)

1 地域共生社会の理念とその射程

○日本の社会保障は、他の先進諸国同様に、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。

👉 これまでの社会保障の中心 現物給付・現金給付

○その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化している。例えば、社会的孤立など関係性の貧困の社会課題化、ダブルケアやいわゆる8050問題など複合的な課題や人生を通じて複雑化した課題の顕在化、就職氷河期世代の就職困難など雇用を通じた生活保障の機能低下などの変化が見られている。

👉 新しい問題 社会的孤立・関係性の貧困

※定着支援センターの支援の中核

社会的孤立の解消・関係の構築

世帯類型別に見た社会的孤立の状況（2017年）

			会話頻度	頼れる人がいない	
			2週間に 1回以下	(子ども以外の) 介護や 看病について	日常生活の ちょっとした 手助けについ て
単身世帯	高齢者	男性	15.0%	58.2%	30.3%
		女性	5.2%	44.9%	9.1%
	非高齢者	男性	8.4%	44.3%	22.8%
		女性	4.4%	26.4%	9.9%
夫婦のみ世帯	夫婦とも高齢者		2.3%	30.6%	6.9%
	夫婦とも非高齢者		1.1%	22.0%	6.6%
3世代世帯(子どもあり)			0.5%	18.8%	3.0%
2世代世帯(子どもあり)			0.6%	21.6%	5.1%
一人親世帯(親と子どもから構成)			1.8%	41.7%	11.5%

(注) 高齢者は65歳以上、非高齢者は0～64歳、子どもは20歳未満の世帯員

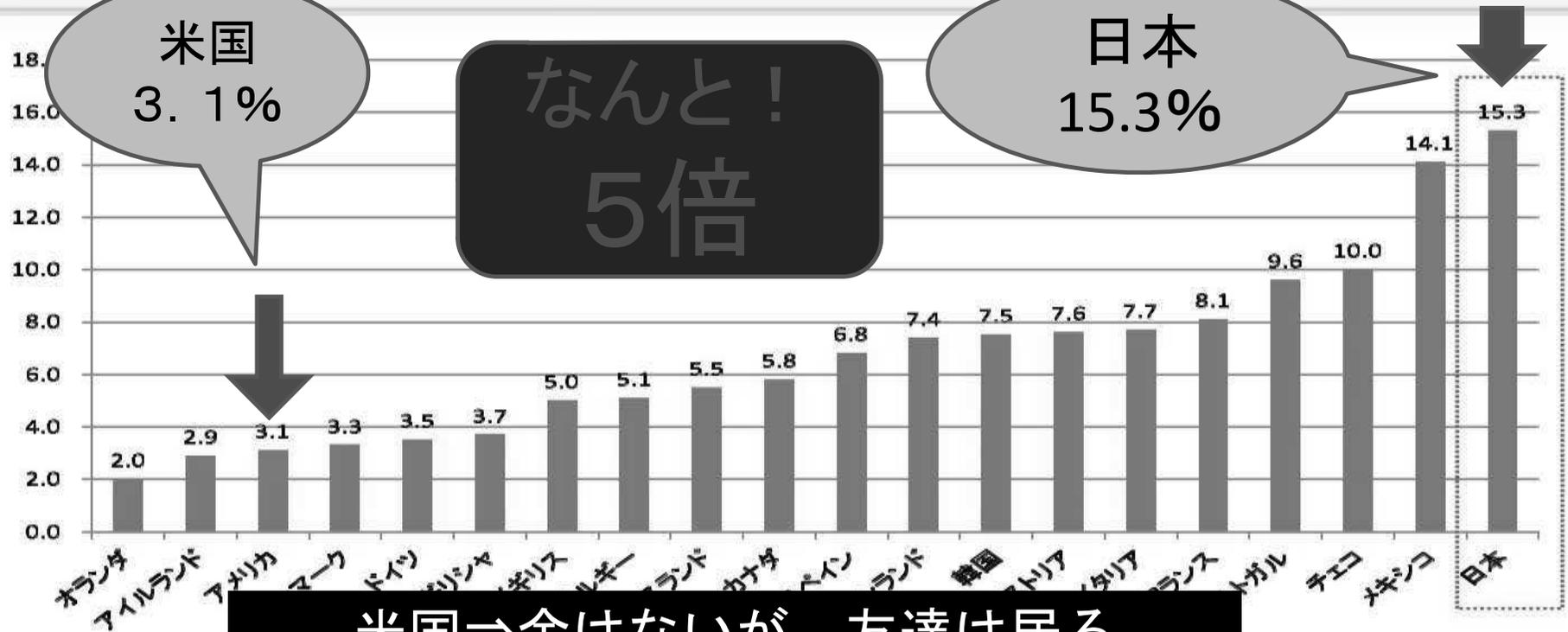
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「2017年 社会保障・人口問題基本調査 生活と支え合いに関する調査」を基に藤森克彦作成

社会的孤立の調査 OECD諸国の比較

※相対的貧困率(2012年) 米国17.4% 日本16.1%

「家族以外の人」と交流のない人の割合（国際比較）

○ 日本では「友人、同僚、その他の人」との交流が「全くない」あるいは「ほとんどない」と回答した人の割合が15.3%あり、OECDの加盟国20か国中最も高い割合となっている。



(注) 友人、職場の同僚との交流が、「全くない」

「ほとんどない」と

Glance:2005 edition,2005,p8

米国⇒金はないが、友達はある
日本⇒金もないが、友達もいない

2018年1月18日英国「孤独問題担当大臣」新設 国家損失年間4.9兆円（320億ポンド）

英国の孤立率 5%（日本15.3%）

◆赤十字社など13の福祉団体連携⇒2017年に約1年間かけて調査実施

◆孤独の実態

①英国（6500万人）で900万人以上が「常に」あるいは「しばしば」孤独感あり

②内3分の2が「生きづらさ」感あり

③月に一回会話なし高齢者が20万人

④身体障害者の4人に1人が日常的「孤独」

⑤子どもを持つ親の4分の1が「常に、しばしば孤独」

⑥400万人以上の子どもが「孤独」でチャイルドライン（相談窓口）に相談

⑦「孤独が人の肉体的、精神的健康を損なう」と警告。

※孤独の健康被害⇒肥満・一日に15本喫煙よりも有害

孤立の現実と課題

①英国対比 日本・・・人口約2倍 孤立率・・・約3倍

※単純計算で30兆円の国家損失

②英国医療現場⇒『**Social prescribing (社会的処方)**』

『薬』ではなく『社会関係』(の改善策)を処方する・・・医療費20%縮小

③三木清「人生論ノート」から・・・**孤独は街にある**

「孤独といふのは獨居のことではない。獨居は孤独の一つの条件に過ぎず、しかもその外的な条件である。むしろひとは孤独を逃れるために獨居しきへするのである。」

「孤独は山になく、街にある。一人の人間にあるのでなく、大勢の人間の『間』にあるのである。孤独は『間』にあるものとして空間の如きものである。「真空の恐怖」—それは物質のものでなくて人間のものである。」

3、伴走型支援

自立と孤立

ハウスとホームは違う

基本的視座

①1990年初めての居宅設置

②当時の問題意識

⇒住居と仕事(生活保護)の支援

③半年足らずでゴミ屋敷化

④何が問題か？

⑤自立が孤立に終わる

⑥路上:畳の上で死にたい

⇒自立後:俺の最期は誰が看取ってくれるか

⑦二つの困窮

ハウスレス(経済的困窮)と

ホームレス(社会的孤立)

※ハウスとホームは違う

⑧30年・・・時代が路上に追いついた

⇒襲撃事件・・・「帰るところが無い」

「心配してくれる人がいない」

⑨自立と参加⇒参加と自立

伴走型支援の契機

決定的な事件—2000年5月西鉄バスジャック事件

「いじめが原因で中学三年の夏ごろより荒れ始め、まるっきり違う人格のようになり、家庭内暴力になって、何か違う方向へ行く危険性もあり不安でした。

親が気づいても病院の受診がない、診療したことがないからなどと断られる。医師、児童相談所、教育センター、教育相談所など、いろいろ回りましたが、動いてくださる先生は一人もいらっしゃらない。

入院して20日あまり。まじめでおりこうさんを装っているとのこと。何を考えているのか、大きな不安に包まれています。入院当日、「おぼえているよ、たたではおかないからな」という言葉が忘れられません。心が開けない状態で退院となれば、今まで以上に暴力がひどくなるのではと不安です。心の闇がもっと広がるような気がします。このまま自分を封じ込めた闇の中で一生を終わってほしくありません。

しかし、一筋なわでいかない強さももっていて、繊細で、敏感で、私たちの行動を見抜いて動いているようなところもあります。入院先の先生にお任せするしかありませんが、退院後の不安が強すぎて力がわいてこないのです。」

地域共生社会における伴走型支援

(厚労省)

「つながり続けることを

目指すアプローチ」

抱樸が提唱してきた孤立に着目した伴走型支援が厚労省の次年度施策に明記された。



厚生労働省令和元年12月
地域共生社会推進検討会議最終まとめ

伴走型支援とは（2021年1月26日奥田知志）

伴走型支援は、深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援である。それは「孤立しない社会の創造」を目指す社会活動だと言える。

社会的孤立は、自分自身からの疎外（自己認知不全）、生きる意欲や働く意欲の低下、社会的サポートとつながらない等のリスクを生む。孤立が対処を遅らせることで、問題が深刻化し意欲が一層低下する。そのことで社会保障費の増大をも招く。社会的孤立のリスクは、個人の問題では済まない社会課題となっている。

「つながり」は、「いのち」や「存在」という普遍的価値を土台としている。よって伴走型支援は「生きること」に価値を見出だす。「いのち」が等しく尊いように「つながり」は、対等でなければならない。ゆえに伴走型支援は、「支える側」と「支えられる側」の固定化を乗り越える。

格差や貧困が拡大する中で「問題解決型支援」は不可欠である。ただ、日本社会が抱える困窮が「経済的困窮」のみならず「社会的孤立」であるゆえに「問題解決型支援」と「伴走型支援」は、今後の地域共生社会における「支援の両輪」として実施される。二つは、支援におけるそれぞれの機能を意味しており一体的に行われる。

問題解決型支援がそうであるように伴走型支援は、「本人主体」を尊重する。いずれの支援においても「自分からの疎外」状況にある人が、自ら人生を選び取り、自分の物語を生きることが出来るように「自律支援」を行う。その際、本人の参加が原則となる。そのような「自律」のための環境整備は、「支援の両輪」が目指すところである。「支援の両輪」は、「伴走する意識」によって基礎づけられるゆえに「教え」「指導する」のではなく対話的に実施される。

伴走型支援における専門職は三つの役割を担う。第一に孤立した人と「つながる」ことである。このため知識や技術が必要となる。第二に「つなげる」ことである。「つながり」を抱え込まず、地域や他のキーパーソンへと「つながりを広げる」。伴走型支援における「つながり」は、「開かれたつながり」でなければならない。また、「つなぎ先」に問題がある場合、また本人の同意がない場合には「つなげない」。専門職は、支援者目線のみならず当事者目線を尊重する。第三に「もどし、つなぎ直す」ことである。地域へ「つなげた」後も専門職は「緩やかな見守り」を続ける。再び本人が問題を抱えた場合、あるいは「つなぎ先」に問題が生じた場合、早期に「もどし」、「つなぎ直す」。「つなぎ」と「もどし」は伴走型支援の特徴である。

これまで「つながり」は企業、地域、家族によって担われてきた。しかし、不安定な雇用が増え、結果、家族が脆弱化する中で「つながり」自体が難しくなった。伴走型支援は、脆弱化した家族の機能の回復を目指す。ただし、それを「身内の責任」とするのではなく「家族機能の社会化」として実行する。赤の他人が家族機能を担い合う仕組みを地域に創るため、専門職は「対個人」のみならず「対社会」の働きを担う。

伴走型支援においては「時間」の捉え方も特徴的である。問題解決型支援は、「支援開始から支援終結」という「限られた時間軸」でなされる。「つながり続ける」ことを目指す伴走型支援は、「人生という時間軸」を持つことになる。それゆえ伴走型支援は、「共に生きる日常」を構築するため「ひとりにさせない地域共生社会の創造」へと至る。

伴走型支援の意義

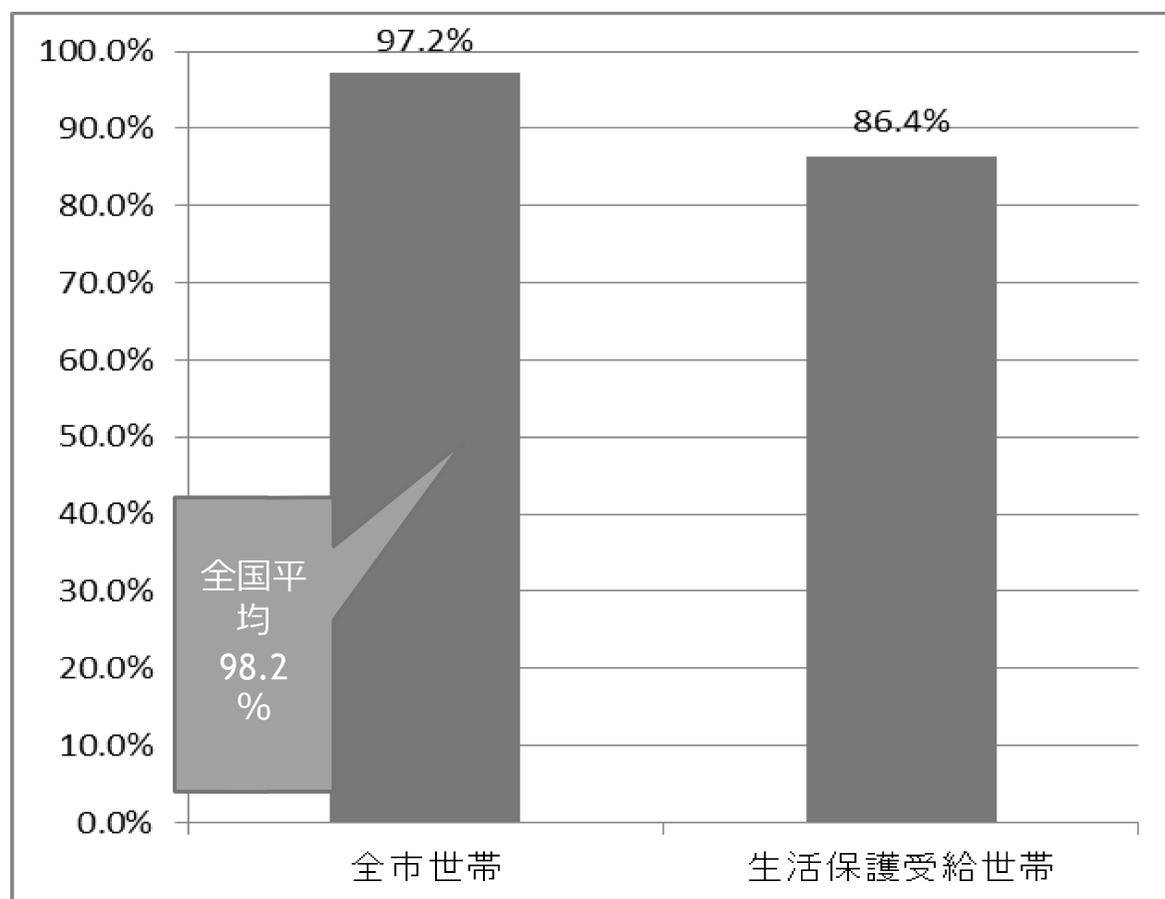
新貧困のスパイラル

伴走型支援の効果としての物語

新たな貧困のスパイラルを想定する

①金の切れ目が縁の切れ目

経済的困窮から社会的孤立へ



生活保護世帯の子ども数・進学率—北九州市

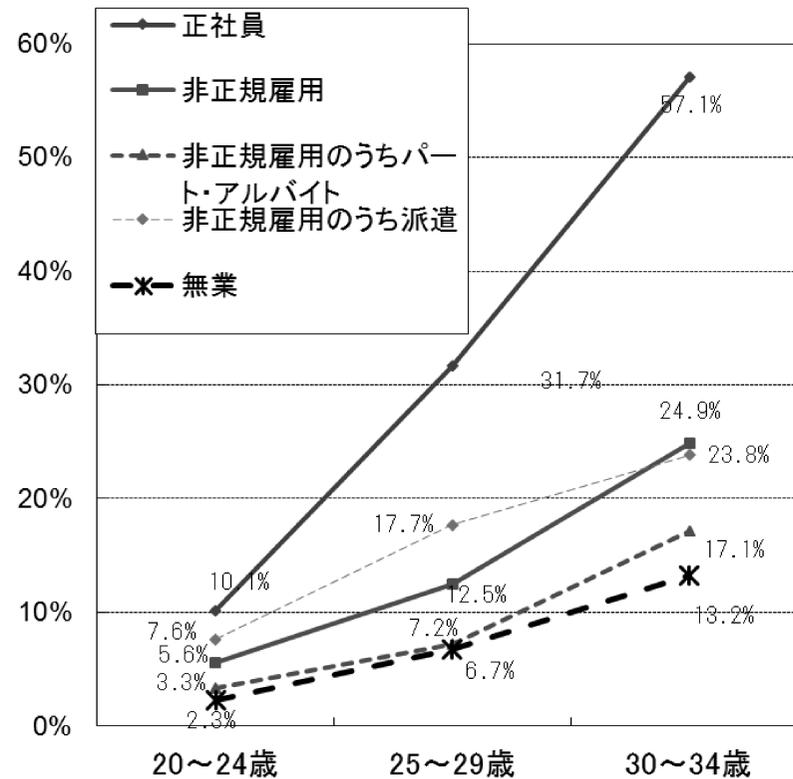
出典：北九州市保健福祉局保護課

正規雇用と非正規雇用の賃金格差と社会参加

正規雇用と非正規雇用の1人当たり平均給与

	平均給与		
		うち正規	うち非正規
計	408万円	468万円	168万円
男	502万円	521万円	226万円
女	268万円	350万円	144万円

就労形態別配偶者のいる割合(男性)



資料: 国税庁「民間給与実態統計調査」(2012年)

資料: 労働政策研究・研修機構「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状」(2009年)より作成。

新たな貧困のスパイラル

②縁の切れ目が金の切れ目

⇒西原さんが野宿(11年間)になった理由

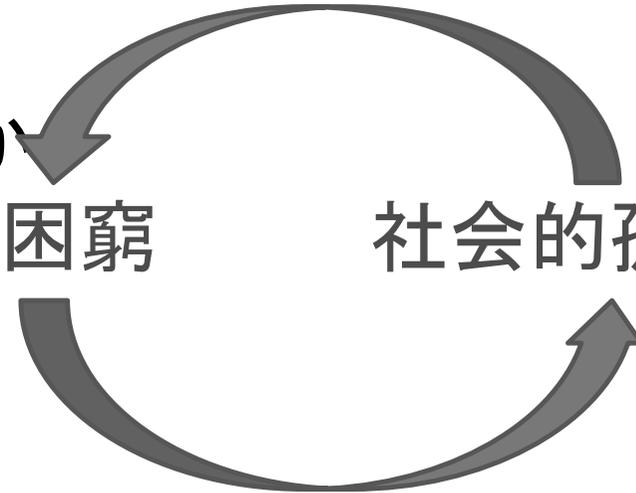
「考えてみたら母ちゃんが出て行ったことかなあ」

人は、何のために働くのか

⇒誰のための働くのか

経済的困窮

社会的孤立



※生きる・働く意味(物語)を与えるのは他者(性)

伴走が生み出すもの⇒物語

伴走型支援とは⇒物が物語となる支援

働く意味とは・・・食べるために働く？

⇒炊き出しの弁当と残飯の弁当(エサ)の違い

⇒物に人が関わることで物語化させる

⇒物語への参与が社会創造

⇒生活保護における身内支援の可能性

※ある母子家庭との出会い

⇒何を食べたかではなく、誰と食べたか

断らない相談—問題解決型支援の場合

引き受ける＝問題解決する

しかし問題解決不可の場合

＝引き受けない

※問題解決型支援のみの限界

断らない相談—伴走型支援の場合

断らない

=引き受ける

≠解決する（できない）

=つながる

孤立が前提⇒伴走型支援はアウトリーチから

伴走は、第二の道か—解決できない場合の第二の道？

孤立者に関しては第一の道！

これからの支援の両軸

1) 問題解決型支援の目的

⇒ 解決

2) 伴走型支援の目的

⇒ 伴走 (つながる・つなげる)

支援における時間の問題

■問題解決型支援における時間

「クロノス」 (Χρόνος) ・ ・ ・ 時間

⇒時計の時間

⇒計画・プラン・予定

⇒支援開始から支援終了まで

■伴走型支援の時間

「カイロス」 (καιρός) ・ ・ ・ 時

⇒生まれる時・死ぬとき、花が咲く、さなぎが蝶に

⇒その「時」

⇒伴走型支援は、「時」に合わせる・待つ